

【調整控除】

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の人

次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に掲げる適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額
 - ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- ※合計所得金額が2,500万円超えの場合、適用なし

【所得税と市県民税の人的控除の差額】

控 除 の 種 類		差 額	控 除 の 種 類		差 額		
障害者控除	普 通	1万円	扶養控除	一 般	5万円		
	特 別	10万円		特 定	18万円		
同居特別障害者加算		22万円		老 人	10万円		
ひとり親控除	父 親	1万円		同 居 老 親	13万円		
	母 親	5万円	勤 労 学 生 控 除		1万円		
寡 婦 控 除		1万円	配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 配 合 計 所 得 額	48万円超 50万円未満	900万円以下(*)	5万円
配偶者控除	一般	900万円以下(*)			5万円	900万円超950万円以下(*)	4万円
		900万円超950万円以下(*)			4万円	950万円超1,000万円以下(*)	2万円
		950万円超1,000万円以下(*)			2万円	900万円以下(*)	3万円
	900万円以下(*)	10万円			900万円超950万円以下(*)	2万円	
老人	900万円超950万円以下(*)	6万円	950万円超1,000万円以下(*)	1万円			
	950万円超1,000万円以下(*)	3万円	基 礎 控 除		5万円		

*納税義務者の合計所得金額

【配当控除】

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

●令和7年度の個人住民税から適用される改正点●

①住宅ローン控除の拡充

子育て世代等(19歳未満の扶養親族を有する者又は夫婦いずれかが40歳未満の世帯)に対し、令和6年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の残額の借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せすることとされました。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である新築住宅等の取得について、合計所得金額1,000万円以下の年に限り住宅ローン控除を適用する措置が、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

一方、省エネ基準を満たさない新築住宅は原則、住宅ローン控除適用外となりました。

ただし、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた、又は令和6年6月30日以前に建築された場合は借入限度額2,000万円、控除期間10年とする控除の適用を受けることができます。

なお、個人住民税においても、延長された控除期間について所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で控除します。

②市民税・県民税の定額減税

令和7年度分の納税義務者の市民税・県民税所得割額から次の額を控除します。

同一生計配偶者(控除対象配偶者及び国外居住者は除く) 1万円

※合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円相当)以下の納税義務者に限られます。

※合計額が所得割額を超える場合は、所得割額が限度となります。

担当 藤枝市役所 財政経営部課税課市民税係

電話:054-643-3187 FAX:054-643-3125

お問合せの際は、お手元に税額決定通知書又は、税額変更通知書をご用意ください。

市民税・県民税・森林環境税のしおり

日頃より、当市の税務行政につきまして、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税が別紙通知書のとおりとなりましたのでお知らせします。

●市民税・県民税・森林環境税の徴収方法●

以下の3種類の方法で徴収いたします。

★普通徴収

納付書が同封されている人・・・金融機関やコンビニエンスストア、市役所の窓口で納めてください。

「地方税統一QRコード」または「eL番号」を利用して各種スマホアプリ決済納付や、地方税お支払いサイトでクレジット決済納付も可能です。

詳しくは同封の「市税の納付のご案内」をご覧ください。

ご不明な点は納税課・管理係(電話:054-643-3332(直通))までお問合せください。

口座振替の人・・・指定された金融機関の預貯金口座から引き落としいたします。

(引落口座の変更を希望する人は、金融機関窓口にご相談ください。)

※給与からの特別徴収(差し引き)を希望される人は事業所の給与担当者にご相談ください。

★給与からの特別徴収(差し引き)

毎月の給与から特別徴収(差し引き)されることとなります。令和7年度の特別徴収は、令和7年6月～令和8年5月までの給与から差し引きされます。

★公的年金からの特別徴収(差し引き)

受給している公的年金から特別徴収(差し引き)されることとなります。

なお、以下の事由に該当する場合は、年金特別徴収が中止され普通徴収により納めていただくこととなります。

- ・他市町村への転出又は死亡の場合
- ・令和7年度途中で年金所得にかかる市民税・県民税・森林環境税額に変更があった場合
- ・介護保険料の特別徴収が中止となった場合
- ・年金から差し引きされる介護保険料・健康保険料・市民税・県民税・森林環境税額が年金支払額を超える場合
- ・その他、特別な事情により特別徴収が著しく困難な場合

※年金支払者との事務手続き上、特別徴収が中止になった金額が差し引きされてしまう場合があります。

その場合は、その金額を後日還付させていただきます。

●還付が発生した方へ●

令和7年度途中で税額変更等があり、還付が発生した場合は、後日、納税課より還付通知を発送いたします。

●税額の計算方法●

令和7年度の市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得を基礎として次の方法により計算したものです。

